面談の倫理チェックリスト（13項目）

引き受けるとき・面談の前・面談の後に確かめる項目です。キャリア相談の実務に合わせてキャリアタイミング・ラボが作成しました。個別の契約・社内規程・所属団体の定めが優先されます。

引き受けるとき（役割と関係を確かめる）

- [ ] 依頼主は誰か。費用を払うのは、相談者本人か、組織か。
- [ ] 自分と相談者の間に、面談以外の関係がないか（上司・人事・同僚・取引先・知人）。
- [ ] その関係があるまま担当して、相談者が本音を話せる状況か。別の担当を立てる余地はあるか。
- [ ] 自分が担える範囲を超える相談ではないか。つなぐ先（医療・法律・公的窓口）を持っているか。

面談の前に伝えること

- [ ] この面談の目的と、扱う範囲を、相談者と共有したか。
- [ ] 記録を取るか。誰が見るか。どこに保管し、いつまで残すかを伝えたか。
- [ ] 組織へ報告する場合、何を・誰に・どの形で伝えるかを、先に説明したか。
- [ ] 同意をいつ取るかを決めたか（面談の前と、報告する内容が決まった後）。
- [ ] 守秘の扱いが難しくなりうる場面があることを、あらかじめ伝えたか。

面談の後に確かめること

- [ ] 記録に、本人の発言と、自分の見立てを書き分けたか。
- [ ] 個人が特定される情報を、必要以上に残していないか。
- [ ] 事例として共有するとき、個人が特定されない形にしたか。所属先の決まりを確認したか。
- [ ] 迷った判断を、ひとりで抱えていないか。相談した相手と日付を残したか。

迷った判断は、ひとりで抱えないでください。所属先の担当、スーパービジョン、同業の相談相手など、相談できる先をあらかじめ決めておきます。

キャリアタイミング・ラボ｜解説：https://career-timing.jp/session-skill/ethics/｜研修・勉強会で使う場合は出典としてこのURLを添えてください

法令で定められていること

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）より。条文は e-Gov 法令検索で確認できます。

第30条の27第1項（信用失墜行為の禁止）

キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの信用を傷つけ、又はキャリアコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第30条の27第2項（秘密保持義務）

キャリアコンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。キャリアコンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

第30条の22第2項（登録の取消し等）

厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の二十七の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ずることができる。

第99条の2（罰則）

第30条の27第2項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

「漏らす」だけでなく「盗用」も禁じられています。また、この義務は**キャリアコンサルタントでなくなった後も続きます。**
倫理綱領（特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会・令和6年1月1日改正）の本文は、協議会の公式サイトで確認してください。このシートには倫理綱領の条文を載せていません。

面談での使い方や、相談者の「時期」の見方を学ぶ講座について相談したい方へ：無料個別相談のご案内（https://career-timing.jp/session/）